

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部住宅課）

諮問日：平成28年10月12日（諮問第132号）

答申日：平成29年10月20日（答申第104号）

内容：「原状回復催告書の送付について（通知）」等の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成28年5月11日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求1 原状回復催告書の送付について（通知）（滋賀県営住宅管理センター長宛、滋住第1056号、平成26年8月26日作成、滋賀県土木交通部住宅課長）

請求2 原状回復催告書の送付について（通知）（滋賀県営住宅管理センター長宛、滋住第1056号、平成26年8月26日作成、滋賀県土木交通部住宅課長）に関する起案、供覧、決裁に関する文書および附属文書としての当該文書

請求3 滋賀県営住宅管理センター センター長 ○○○が作成・行使した電子メール（平成25年8月31日）に関する起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書および附属文書としての当該文書

請求4 滋賀県営住宅管理センター センター長 ○○○が作成・行使した電子メール（平成25年8月31日）に関して、滋賀県知事 三日月大造（住宅課）が行った指示、命令等に関する電子メール等の文書に関する起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書および附属文書としての当該文書

請求5 滋賀県営住宅管理センター センター長 ○○○が作成・行使した電子メール（平成25年8月31日）に基づき作成・行使された原状回復最終催告書に関する起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書および附属文書としての当該文書

請求6 滋賀県営住宅管理センター センター長 ○○○が作成・行使した電子メール（平成25年8月31日）に基づき作成・行使された原状回復最終催告書に基づき、その後為された「住宅の使用許可取消し」、「住宅の明渡し請求」の事実を明らかにする文書およびそれに関する起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書

2 決定期間の延長

平成28年5月23日、実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件公開請求に対する公開決定等の期間を延長した。

3 実施機関の決定

平成28年6月27日、実施機関は、本件公開請求に対して、別表のとおり、請求のあった公文書の一部が非公開情報に当たること、または不存在であることを理由として、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

平成28年7月14日、審査請求人は、本件処分のうち請求1および請求6に係る決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

請求1および請求6に係る決定を取り消し、公開請求した文書を公開することを求める。

2 審査請求の理由

（1）請求1に係る対象公文書の不存在について

「原状回復催告書の送付について（通知）」（以下「本件通知文書」という。）は、滋賀県文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）の別表第3に基づき、永年保存されるべき重要な文書である。

通知文書については、原本を2部作成し、1部を相手方に送付するのであって、残り1部は、実施機関において正本として保存されるはずであり、審査請求人が公開を求めているのは、公印が押された本件通知文書である。

今回、改めて公開請求を行ったのは、当時とは実施機関の担当者が代わっていると考えられることから、再度の確認を求めるためである。

(2) 請求6に係る対象公文書の不存在について

確かに、審査請求人は、実施機関から住宅の使用許可取消しに関する通知や住宅の明渡しの請求を受けたことがない。

しかしながら、実施機関の弁明が正しいと仮定すれば、原状回復催告書の行使や大津地方裁判所への提訴等の数多くの事実と矛盾することとなり、住宅の使用許可取消しや住宅の明渡し請求を行っていないとする実施機関の主張は、詭弁、虚言である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 非公開理由について

(1) 請求1に係る対象公文書の不存在について

本件通知文書については、起案文書は存在するが、原本の写しは保存していないため不存在である。

(2) 請求6に係る対象公文書の不存在について

実施機関は、本件について住宅の使用許可取消しは行っておらず、また住宅の明渡し請求も行っていないため、本件公開請求の対象となる公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件審査請求について

本件公開請求は、実施機関および指定管理者が県営住宅の管理に関して作成した通知文書等の公開が求められたものである。

実施機関は、本件公開請求のうち、請求1および請求6に対して、対象となる公文書は存在しないとしているが、審査請求人は、これを不服としてその公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 請求1に係る対象公文書の不存在について

本件通知文書は、過去の審査請求において、当審査会の調査審議の対象となっており、当該文書に係る実施機関の決定の妥当性については、平成27年12月18日付け答申第90号において、既に当審査会の判断を示しているものである。

同答申において、当審査会は、本件通知文書またはその写しは、文書管理規程上、保管または保存を要しないものであり、これを保有していないとする実施機関の主張には、不自然、不合理な点は認められないと判断しているところであり、本件審査請求においても、当該判断を変更すべき特段の事情の変化等は見当たらない。

したがって、請求1に対して、対象公文書が不存在であるとした実施機関の決定は妥当であると認められる。

(2) 請求6に係る対象公文書の不存在について

実施機関は、請求6の対象となっている県営住宅に係る事案については、住宅の使用許可の取消しや明渡し請求（以下「使用許可の取消し等」という。）は行っていないため、当該請求に係る文書は保有していないと主張している。

実施機関の説明によれば、当該事案は、現時点では、当事者に原状回復を求めるにとどまっているものであるとのことであり、実施機関において、使用許可の取消し等が行われているものと判断すべき事情は見当たらない。

また、反論書および意見陳述においては、当事者である審査請求人自身が、実施機関から使用許可の取消し等を受けたことがないことを明らかにしているところである。

これらのことからすると、使用許可の取消し等に係る文書は保有していないとする実施機関の主張には、不自然、不合理な点は認められないものである。

したがって、請求6に対して、対象公文書が不存在であるとした実施機関の決定は妥当であると認められる。

4 付言

本件処分に係る決定通知書においては、公開をしない理由として「不存在」と記載されるのみであることが認められる。理由付記の制度は、条例第10条第3項の規定により、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保して、その恣意的な判断を抑制するとともに、理由を知らせることにより審査請求に便宜を与える趣旨から設けられているものである。

こうした趣旨からすれば、対象公文書が存在しない場合において、公開をしない理由として「不存在」と示すのみでは不十分であり、原則として、文書が存在しない理由について具体的に示す必要があるものといえる。

実施機関においては、理由付記の制度の趣旨を踏まえ、今後、公開決定等を行うに当たっては、適切な理由の付記を行うことを徹底されたい。

5 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 28 年 10 月 12 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成 29 年 4 月 14 日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成 29 年 5 月 12 日 (第 256 回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 29 年 6 月 9 日 (第 257 回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 29 年 7 月 14 日 (第 258 回審査会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成 29 年 8 月 29 日 (第 259 回審査会)	・事案の審議を行った。
平成 29 年 9 月 22 日 (第 260 回審査会)	・答申案の審議を行った。

別表

請求	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由
請求 1	—	全部	不存在
請求 2	回議書（原状回復催告について）	氏名、団地名、部屋番号	1号
請求 3	電子メール（平成 25 年 8 月 31 日）	氏名、団地名、部屋番号、メールアドレス	1号
請求 4	電子メール（平成 25 年 9 月 2 日）	氏名、団地名、部屋番号	1号
請求 5	供覧文書（原状回復最終催告書）	氏名、団地名、部屋番号、誓約書	1号
請求 6	—	全部	不存在

※「非公開理由」欄：1号 = 条例第6条第1号該当